

裁 判 所	名古屋地方裁判所
事 件 番 号	平成 28 年（行ウ）第 161 号、平成 29 年（行ウ）第 43 号、令和 4 年（行ウ）第 35 号、同第 49 号
事 件 名	美浜原子力発電所 3 号機運転期間延長認可処分等取消請求事件、同保安規定変更認可処分無効確認請求事件、同設置変更許可処分取消請求事件
判決年月日	令和 7 年 3 月 14 日
判 示 事 項	<p>1 発電用原子炉（美浜発電所 3 号炉）施設の事故により放射線被ばくを起したときに年間実効線量 20 ミリシーベルト以上の被ばくをし、一定の確率的影響を受けるおそれがあるとともに、住居からの避難を指示され、生命、身体及び財産に対する直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される範囲の住民は、当該発電用原子炉に係る設置変更許可処分、当該発電用原子炉施設に係る工事計画認可処分並びに当該発電用原子炉に係る保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分の取消し又は無効確認を求める訴えについて原告適格を有するとした上で、当該発電用原子炉から 110 キロメートル以内に住む住民は、原告適格を有し、これより遠方に住む住民は、原告適格を有しないとされた事例</p> <p>2 発電用原子炉に係る設置（変更）許可処分、発電用原子炉施設に係る工事計画認可処分並びに発電用原子炉に係る保安規定（変更）認可処分及び運転期間延長認可処分の各取消訴訟又は無効確認訴訟における審理・判断の方法</p> <p>3 発電用原子炉に係る設置（変更）許可処分、発電用原子炉施設に係る工事計画認可処分並びに発電用原子炉に係る保安規定（変更）認可処分及び運転期間延長認可処分の各取消訴訟又は無効確認訴訟における主張立証の在り方</p> <p>4 発電用原子炉に係る設置（変更）許可処分、発電用原子炉施設に係る工事計画認可処分並びに発電用原子炉に係る保安規定（変更）認可処分及び運転期間延長認可処分の各取消訴訟又は無効確認訴訟における審理の対象</p> <p>5 原子力規制委員会がした発電用原子炉（美浜発電所 3 号炉）に係る運転期間延長認可処分に関する中性子照射脆化についての具体的審査基準並びに原子力規制委員会の審査及び判断について、現在の科学技術水準に照らし、審査において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は、当該発電用原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められないから、同処分が違法であるとはいえないとされた事例</p> <p>6 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号。平成 26 年 4 月 16 日、同年 7 月 9 日一部改正後のもの）の別記 2 の 5 項二⑥の規定の該当性は、基準地震動による地震力に基づいた耐震設計等が求められている各種施設の敷地並びに耐震重要施設及び重大事故等対処施設に関わ</p>

	<p>る斜面と地表断層との距離を主として、震源断層から想定される地震規模の大小、要素断層の長さ、震源断層最短距離を踏まえて判断されるべきであるとした上で、これらの観点に照らすと白木一丹生断層及びC断層は上記規定の「震源が敷地に極めて近い場合」に該当しないから、これらの断層について、上記規定に基づく評価、検討がされていないことをもって、原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるということとはできないとされた事例</p> <p>7 原子力規制委員会がした発電用原子炉（美浜発電所3号炉）に係る設置変更許可処分、当該発電用原子炉施設に係る工事計画認可処分並びに当該発電用原子炉に係る保安規定変更認可処分及び運転期間延長認可処分に関する地震、火山、電気ケーブル及び使用済核燃料についての具体的審査基準並びに原子力規制委員会の審査及び判断について、現在の科学技術水準に照らし、各審査において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は、当該発電用原子炉ないし当該発電用原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとして原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められないから、上記各処分が違法であるとはいえないとされた事例</p>
<p>判決要旨</p>	<p>1 〈略〉</p> <p>2 発電用原子炉に係る設置（変更）許可処分、発電用原子炉施設に係る工事計画認可処分並びに発電用原子炉に係る保安規定（変更）認可処分及び運転期間延長認可処分の各取消訴訟又は無効確認訴訟における裁判所の審理及び判断は、原子力規制委員会の専門技術的な審査及び判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、上記審査において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は、当該発電用原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとして原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められる場合には、原子力規制委員会の上記審査及び判断に不合理な点があるものとして、上記審査及び判断に基づく処分は違法と解すべきである。</p> <p>3 原子力規制委員会がした審査及び判断に不合理な点があることの主張立証責任は、本来、原告らが負うべきものと解されるが、被告において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに審査及び判断の過程等、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告がこの主張、立証を尽くさない場合には、原子力規制委員会がした上記審査及び判断に不合理な点があることが事実上推認される。</p> <p>4 発電用原子炉の設置（変更）の許可の段階においては、専ら当該発電用原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、設置（変更）許可処分の取消訴訟において審理、判断の対象となる事項は、基本設計に関わる事項に限られ、発電用原子炉施設の工事計画認可処分の段階においては、当該発電用原子炉施設の具体的な設計や工事方法といった詳細設計の妥当性を審査するものであって、工事計画認可処分の取消訴訟において審理、判断の対象となる事項は、詳細設計に関</p>

	<p>わる事項に限られ、発電用原子炉の保安規定（変更）認可処分に係る取消訴訟において審理、判断の対象となる事項は、当該保安規定（変更）認可申請に係る保安規定の妥当性に関わる事項に限られ、発電用原子炉の運転期間延長認可処分に係る取消訴訟において審理、判断の対象となる事項は、特別点検の結果、劣化状況評価及び保守管理方針の妥当性に関わる事項に限られる。</p> <p>5ないし7 〈略〉</p>
<p>事案の概要</p>	<p>本件は、美浜発電所3号機（美浜発電所3号炉及びその附属施設。以下、美浜発電所3号炉を「本件原子炉」といい、本件原子炉及びその附属施設を「本件原子炉施設」という。）から一定距離に住む原告らが、原子力規制委員会が参加人（関西電力株式会社）に対してした、平成28年10月5日付けの本件原子炉に係る設置変更許可処分、同月26日付けの本件原子炉施設に係る工事計画認可処分並びに同年11月16日付けの本件原子炉に係る保安規定変更認可処分及び同日付け運転期間延長認可処分がいずれも違法であるとして、これら処分の取消しを求める事案、原子力規制委員会が令和2年2月27日付けで参加人（関西電力株式会社）に対してした本件原子炉に係る保安規定変更認可処分が違法無効であるとして、同処分の無効確認を求める事案並びに原子力規制委員会が令和3年5月19日付けで参加人（関西電力株式会社）に対してした本件原子炉に係る設置変更許可処分が違法であるとして、同処分の取消しを求める事案である。</p>
<p>訟務月報</p>	<p>71巻10号</p>